



三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE Vol.240 2016年4月/5月



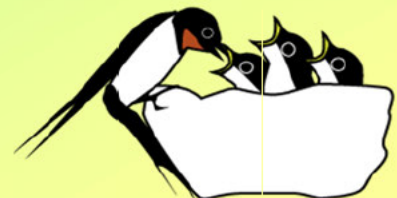
ワーク・ライフ・バランス推進サポート事業 最終報告会

平成28年3月7日、三重県勤労者福祉会館にて、「ワーク・ライフ・バランス推進サポート事業」における専門家サポートを受けている各企業の実績事例を発表する「最終報告会」を開催しました。

各社ともワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組まれた結果、業務改善等により残業時間の削減や生産性の向上などの成果がみられました。

CONTENTS

- 1 平成28年度 「男女がいきいきと働いている企業」を募集します
- 2 平成27年三重県労働委員会活動状況
- 3 「女性活躍推進法」が平成28年4月1日からスタート！
- 4 キャリア形成促進助成金を活用しませんか？
- 5 若者雇用促進法に基づく新たな制度が始まりました！
- 6 労働保険年度 新のお知らせ
- 7 中小企業退職金共済制度のお知らせ



募集

働きやすい職場をめざして

平成28年度

男女がいきいきと働いている企業

募集期間：平成28年4月1日(金)から5月31日(火)まで

三重県では、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目的に、休暇の取得促進や残業時間の削減に取り組んだり、育児や介護をしながら働き続けられる職場づくりや男女が能力を発揮できる職場づくりなどを積極的に推進する企業等を「男女がいきいきと働いている企業」として認証さらには表彰し、それらの優れた取組事例を広く紹介しています。

応募対象

県内に本店又は主たる事務所があり、県内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する法人(国及び地方公共団体を除く)が対象です。

* 法人登録されている企業、財団・社団法人、医療・福祉法人、特定非営利活動法人等が対象です。営利・非営利は問いません。

* 主たる事務所とは、人事・労務管理等を独自に実施している事務所(事業所)等をいいます。



認証制度シンボルマーク

認証企業・表彰企業への優遇措置

- 県のホームページ、広報誌等により認証・表彰企業の取組を紹介します。
- 認証・表彰企業であることを意味するそれぞれのシンボルマークを提供します。
- 求人情報に認証・表彰企業である旨を記載することで、企業のイメージアップにつながります。
- 公共工事の総合評価方式の評価項目の一つ(「男女共同参画」の観点)として、一定の期間加点対象となります。また、物件関係における概ね下記の業務等について、総合評価一般競争入札の評価項目の一つ(「男女共同参画」の観点)として、一定の期間加点対象となります。(但し、設計金額によります。)

ア 清掃業務 イ 警備業務 ウ 情報システムの調達、保守管理等

- 取組の推進に参考となる資料・情報を提供します。
- 認証企業のさらなる取組推進のために、株式会社商工組合中央金庫と県が連携して創設した「男女がいきいきと働いている企業応援貸付」が利用できます。

注意) 下線部分は平成28年度分のみの実施となります。
(平成29年度以降は対象外となります。)



表彰制度シンボルマーク

～ 認証・表彰制度の取組フロー～

認証制度登録企業
(認証企業) 募集
(4月～5月)

県等で調査・
確認

認証企業決定
10月1日(予定)



認証企業シンボルマーク

当該年度に応募があり、審査の結果、認証制度に登録された企業等(認証企業)の中から、特に意欲的な取組を行っている企業等を表彰企業候補として訪問インタビュー調査を実施し、選考委員会委員における審査を行います。

知事表彰企業
決定



表彰企業シンボルマーク

平成28年度「男女がいきいきと働いている企業」
認証制度登録(認証企業)基準の一部

*労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守している。
・ 所定外労働の削減のための工夫を行っている
・ 年次有給休暇の計画的な取得推進のための工夫を行っている
・ ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)を推進するための取組を行っている。
・ 従業員の意見や要望を聞いたり、実態を把握するための機会を設けている
・ 「非正社員」「女性」「高齢者」「障がい者」「若年者」等、誰もが働きやすい職場環境づくりを行っている。
・ 産前・産後休業期間が法律(14週間)を上回っている
・ 介護休業の期間が法律(93日)を上回っている
・ 男性社員の育児休業取得を推進している

お問い合わせ・応募先：三重県雇用経済部雇用対策課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2454 FAX 059-224-2455

*申請書等は「おしごと三重」に掲載しております。 [検索](#) [おしごと三重](#) [男女いきいき](#)

平成 27 年三重県労働委員会活動状況

労働委員会は、労使間で起きた問題を当事者の話し合いで自主的に解決することが困難な場合、より良い労使関係を築くために、労使間の紛争を中立・公正な立場で早期に解決する手助け等を行っています。

1 労働委員会の主な仕事

- ① 労働組合と会社の間で発生した労働条件等に関する問題の解決の支援（あっせん）
- ② 個々の労働者と会社の間で発生した労働条件等に関する問題の解決の支援（個別労働関係紛争のあっせん）
- ③ 労働組合から救済が申し立てられた不当労働行為に関する審査
- ④ 病院や公共交通機関等の公益事業の争議行為に関する調査
- ⑤ 労働組合が法人登記、不当労働行為救済申立て等を行う場合の資格審査
- ⑥ 地方公営企業等の職員のうち使用者の利益代表者に該当する者の認定・告示



2 平成 27 年活動状況

	取扱い件数			終結 件数	繰越 件数
	前年繰越	新規	計		
① あっせん ※a	0	13	13	11	2
② 個別労働関係紛争のあっせん ※b	0	3	3	3	0
③ 不当労働行為の審査 ※c	2	8	10	2	8
④ 公益事業の争議行為に関する調査	0	7	7	7	0
⑤ 労働組合の資格審査	3	12	15	5	10
⑥ 認定・告示	0	1	1	1	0

※a 新規申請分のあっせん希望事項は、「組合承認・組合活動」に関するものが1件、「賃金等」に関するものが8件、「給与以外の労働条件」に関するものが2件、「経営又は人事」に関するものが8件、「福利厚生」に関するものが1件、「団交促進」に関するものが2件などでした。（あっせん申請1件につき、あっせん希望事項が複数の場合があります。（※bも同様です。））

あっせん員指名から終結までの平均処理日数は約42日でした。

※b 新規申請分のあっせん希望事項は、「経営又は人事」に関するものが2件、「賃金等」に関するものが3件でした。

労働委員会があっせんを受任してから終結までの平均処理日数は約44日でした。

※c 不当労働行為救済申立てから終結までの平均処理日数は約482日でした。

女性の職業生活における活躍を推進する

「女性活躍推進法」が平成28年4月1日からスタート！

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が新たに制定されました。一般事業主に関する部分については、平成28年4月1日から施行されました。

301人以上の労働者を雇用する事業主は次の【1】から【4】を行う必要があります

○労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

○300人以下の事業主の皆様は努力義務となっています。積極的な取り組みをぜひご検討ください。

- 【1】自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- 【2】状況把握、課題分析を踏まえた、「一般事業主行動計画」の策定、社内周知、公表
- 【3】行動計画を策定した旨の、都道府県労働局への届出
- 【4】女性の活躍に関する状況の情報の公表

「一般事業主行動計画」の策定には、「一般事業主行動計画策定支援ツール」をご活用ください

「行動計画策定支援ツール」では、状況把握や課題分析の方法・手順を示した「策定支援マニュアル」と、マニュアルで示された手法により課題分析を行うために必要なデータの入力を支援する「入力支援ツール」があります。自社の状況にあった課題、行動計画の目標や取組内容を設定する上で、ぜひご活用ください。

厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」より、ご覧いただけます。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>)

女性活躍推進法特集ページ

検索

「一般事業主行動計画」の公表、「女性の活躍に関する状況の情報の公表」には、

「女性の活躍推進企業データベース」をご利用ください

「女性の活躍推進企業データベース」は、企業における「女性の活躍状況に関する情報」を一元的に集約したデータベースです。女性活躍推進法に基づく情報公表や、一般事業主行動計画の公表掲載先としてご活用いただけるとともに、他社の取組状況を閲覧することも可能です。

「女性の活躍・両立支援総合サイト」(<http://www.positive-ryouritsu.jp/>)から、ご利用いただけます。

女性の活躍・両立支援総合サイト

検索

女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができます

●認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める「女性活躍推進認定マーク「えるぼし」」を商品や広告に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。

●認定企業であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

●評価項目を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階が3段階あります。

(段階ごとにマークが変わります。)



認定マーク「えるぼし」

- 「L」には、Lady（女性）、Labour（働く、取り組む）などの意味があります。
- 「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています

三重労働局雇用均等室

〒514-8524 津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
TEL 059-226-2318 FAX 059-228-2785

雇用均等室は、平成28年4月1日から雇用環境・均等部(室)(仮称)に変更されます。

キャリア形成促進助成金を活用しませんか？

- キャリア形成促進助成金は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する国の制度です。
- 本年5月26日から27日の間、志摩市で「伊勢志摩サミット」が開催されることが決定し、今後の三重県内における観光客増につながることを期待されることから、ホテル業界（宿泊業）の経営課題に対応した人材育成に向けた支援策をご紹介します。ぜひ、本助成金をご活用ください。 【お問い合わせ先】 三重労働局職業安定部職業対策課助成金係 TEL059-226-2111

<課題>

①若手ホテリエの育成

今後新卒等で入社する若手社員の確保が厳しくなることが予想される中、若年社員等を計画的に育成し、それぞれの部門の中核となるホテリエに育てていきたい。



こうしたとき

<本助成金を活用した人材育成の実施>

キャリア形成促進助成金「若年人材育成コース」が利用できます！

- 採用後5年以内かつ35歳未満の従業員に対する職業訓練
⇒ 外部機関が実施する教育訓練や社内で行うOff-JTにより実施(1コース20時間以上)
《一人当たり》経費助成 1/2(1/3) 賃金助成 800円(400円)/h
※()内は大企業の助成額

② 熟練ホテリエの接客サービスの伝承

若手ホテリエのサービスの質の向上を図るため、ベテランホテリエが培った「職人芸」的な接客のノウハウや高品位のホスピタリティを伝承していきけるような訓練機会を設けたい。



こうしたとき

キャリア形成促進助成金「熟練技能育成・承継コース」が利用できます！

- 熟練技能者に対し、技能者育成のための指導力を強化するための職業訓練
- 社内外の熟練技能者の指導により行う技能を承継するための職業訓練 等
- ⇒ 外部機関が実施する教育訓練や社内で行うOff-JTにより実施(1コース20時間以上)
《一人当たり》経費助成 1/2(1/3) 賃金助成 800円(400円)/h
※()内は大企業の助成額

※熟練技能者:技能士1級技能検定等の合格者、職業訓練指導員、自治体等が認定しているマイスターなど一定の要件あり。

<企業が「若年人材育成コース」を活用するケース>

【実施例】

県内のホテル(中小企業)が新入社員(10名)に対し、ホテル社員としての意識の醸成、ビジネスマナーや立ち居ふるまいなどの研修(Off-JT)を自社で実施

- 訓練期間: 4日間(28時間)
- 経費助成(Off-JT分) 100,000円、賃金助成 224,000円

経費見積り例:20万円
・外部講師謝金 15万円
・テキスト購入費 5万円



キャリア形成促進助成金を活用しませんか？②

- キャリア形成促進助成金は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する国の制度です。
 - 高齢化の進行に伴い介護ニーズはますます増加しており、社会全体として介護分野における人材の確保を進めるとともに、従業員一人ひとりのスキルアップを図ることが求められています。これらを踏まえ、介護分野（特に施設介護業）の経営課題に対応した人材育成に向けた支援策をご紹介します。ぜひ、本助成金をご活用ください。
- 【お問い合わせ先】三重労働局職業安定部職業対策課助成金係 TEL059-226-2111

<課題>

① 重度化する入所者への対応

入所者の高齢化、重度化が進行しており、認知症に関する知識や対応のほか、緊急時の喀痰吸引などの措置に対応できる介護スタッフの確保が急務である

こんなとき

② 資格取得の支援

介護スタッフとして長年の経験を積んでいる者に介護福祉士の資格を取得させ、現場の中核人材として育成していきたい

長期で資格取得を目指すなら

③ 育児休業中の訓練

育児休業中のスタッフが職場復帰した時に、戸惑うことなくスムーズに業務に従事できるようにしたい

こんなとき

④ 復職者への支援

育児を取っていたスタッフが職場復帰したが、本人の不安を解消した上で業務に専念していただきたいので研修を実施したい

こんなとき

<本助成金を活用した人材育成の実施>

キャリア形成促進助成金「成長分野等人材育成コース」が利用できます！

- 成長分野等(医療・介護)の業務を行う労働者を育成するための訓練
 - ⇒ 外部機関が実施する教育訓練や社内で行うOff-JTにより実施(1コース20時間以上)
- 【一人当たり】経費助成 1/2(1/3) 賃金助成 800円(400円)/h ※()内は大企業の助成額

キャリア形成促進助成金「中長期的キャリア形成コース」が利用できます！

- 厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を従業員に受講させ、または受講を支援する場合に助成が受けられるコース
- 【一人当たり】経費助成 1/2(1/3) 賃金助成 800円(400円)/h ※()内は大企業の助成額
(参考)介護福祉士資格を養成課程とする指定講座数 152講座(27.4月時点)

キャリア形成促進助成金「育休中・復職後等能力アップコース」が利用できます！

- 育児休業中・復職後・再就職後労働者の能力アップのための訓練
 - ⇒ 外部機関が実施する教育訓練や社内で行うOff-JTにより実施(1コース20時間以上)
- ①3か月以上の育児休業取得中の労働者への自発的な訓練(通信・自宅学習も可)
②復職後1年以内の労働者の能力アップのための訓練
③出産、育児等による離職後、子の小学校入学までに再就職(3年以内)した労働者に対する訓練
- 【一人当たり】経費助成 2/3(1/2) 賃金助成(上記②③のみ) 800円(400円)/h ※()内は大企業の助成額

<「成長分野等人材育成コース」を活用するケース>

【実施例】

特別養護老人ホームを運営する法人が、認知症の入所者の介護を担当することになったスタッフに外部機関が実施する「認知症介護実践者研修」を受講させ、入所者に対する介護サービスの充実を図る。

- 実施機関 NPO〇〇介護ネットワーク(〇〇県委託先)
- 訓練期間: 6日間(40時間) 受講料 20,000円
- 経費助成(中小企業):《一人当たり》経費助成 10,000円、賃金助成 32,000円



若者雇用促進法に基づく新たな制度が始まりました！

青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）は、青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に行うことを目的に、平成 27 年 10 月 1 日から順次施行されています。

1 ハローワークにおける求人不受理（平成 28 年 3 月 1 日施行）

若者の「使い捨て」が疑われる企業等が社会問題化している背景から、新卒時のトラブルは、職業生活にわたる段階的な職業能力の形成に大きく影響を及ぼすおそれがあるため、一定の労働関係法令違反を繰り返す事業所からの求人申込みをハローワークは受理しないことができるようになりました。

不受理となる対象

○労働基準法及び最低賃金法に関する規定

①1 年間に 2 回以上同一条項の違反について是正勧告を受けている場合

②違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合

○男女雇用機会均等法と育児介護休業法に関する規定

①法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合

○労働基準法及び最低賃金法に関する規定

①対象条項違反により送検され、公表された場合。

※対象となる違反条項は、○賃金、労働時間関係、○労働条件明示関係、○均等関係、○両立関係、○年少者の労働条件関係 などです。

不受理期間 A
法違反が是正されるまで
+
是正後 6 カ月間

不受理期間 B
送検された日から 1 年間
(是正後 6 カ月経過するま
では不受理期間を延長)

2 企業に対して職場情報の提供を義務化（平成 28 年 3 月 1 日施行）

新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくため、労働条件を的確に伝えることに加えて、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報も併せて提供する仕組みが始まりました。

情報提供の仕組み

○新卒者等であることを条件とした募集・求人申込みを行う場合に、情報提供が必要です。

○幅広い職場情報の提供が努力義務となります。

○応募者等や、求人申込みをしたハローワーク等から求めがあった場合は、次の（ア）～（ウ）の 3 類型それぞれについて 1 つ以上の情報提供が義務となります。

(ア) 募集・採用に関する状況	○過去 3 年間の新卒採用者数・離職者数、○過去 3 年間の新卒採用者の男女別人数、○平均勤続年数
(イ) 職業能力の開発・向上に関する状況	○研修の有無・内容、○自己啓発支援の有無・内容、○メンター制度の有無、○社内検定等の制度の有無・内容 等
(ウ) 企業における雇用管理に関する状況	○前年度の月平均所定外労働時間数、○有給休暇の平均取得日数、○育児休業対象者数・取得者数（男女別） 等

3. 若者の雇用管理の状況が優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定企業）

（平成 27 年 10 月 1 日施行）

ユースエール認定優良な中小企業 ※）とは、若者の採用や育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業 ※）として厚生労働大臣が認定し、これらの企業に対して情報発信などを支援することで、企業が若者の人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチングの向上を図る制度です。（※常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主）

認定を受けることのメリット

- ハローワーク等にPRをすることで若者からの応募増が期待できます。また、三重労働局のホームページや厚生労働省が運営するポータルサイト等にも企業情報を掲載しますので、企業の魅力を広くアピールすることができます。
- 労働局やハローワーク主催の就職面接会などについて積極的にご案内しますので、若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
- 認定企業は、消費者庁の「優良企業マーク」に付けることにより、消費者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であることを対外的にアピールすることができます。
- 若者の採用・育成を支援する次の関係助成金が加算されます。
キャリアアップ助成金 ・ キャリア形成促進助成金 ・ トライアル雇用奨励金
内既卒者等採用定着奨励金



ユースエール認定企業になるためには

- 認定企業となるには、三重労働局へ申請が必要です。認定基準を満たしていることを確認した後、認定通知書を交付します。
- 若者対象の正社員求職申込み、新卒者の離職率、正社員の残業時間、有給休暇取得率、育児休業の取得率などの認定基準があります。
- 詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/e/16-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000106878.pdf>

平成 28 年度の大学等卒業予定者の採用活動開始時期は 6 月 1 日になります！

大学、短期大学と高等専門学校で平成 28 年度卒業・修了予定者から、就職・採用活動のスケジュールが変更になります。

大学等 卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期の変更	
広報活動（※1）	卒業・修了年度に入る直前の <u>3月1日以降</u> （昨年度から変更なし）
採用選考活動（※2）	卒業・修了年度の <u>6月1日以降</u> （昨年度は 8 月 1 日）

※1 広報活動：採用希望企業に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とはならない活動。
※2 採用選考活動：採用希望企業が行う活動。採用のために学生の参加が必須となる活動。

お問い合わせ 三重労働局 地方訓練受講者支援室 TEL059-261-2941

労働保険年度更新のお知らせ

平成28年度の労働保険年度更新の申告納付は
6月1日から7月11日までに
お願いします

平成28年度より雇用保険料率は、

一般の事業で11/1,000

農林水産、清酒製造の事業で13/1,000

建設の事業で14/1,000 となります。

法人の場合は法人番号を申告書に記入していただくことになります。

労働保険料等の納付について口座振替がご利用いただけます。

詳しくは、厚生労働省ホームページ(労働保険料等の口座振替納付)でご案内しています。

労働保険の年度更新手続きは、パソコンから行うことができます。

(電子申請・電子納付お知らせページ <http://www.e-gov.go.jp/>)

でご案内しています。

年度更新申告書は、6月1日に郵送される予定です。

問合せ先：三重労働局総務部労働保険徴収室 059-226-2100

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共
CHU TAI KYO
小企業退職金共済制度

安全

国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

中退共
CHU-TAI-KYO

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211